令和5年4月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年4月11日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社ケイ・エス観光（法人番号：6011402003022）　代表者　林　嗣商
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都板橋区三園1-48-10マルケン三園2Ｆ （本社営業所）東京都板橋区三園1-48-10マルケン三園2Ｆ
（４）行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
（６）違反行為の概要	令和4年6月8日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)報告義務違反(運送法第94条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年4月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年4月11日
（２）事業者の氏名又は名称	橙雅交通株式会社（法人番号：7050001008394）　代表者　宇津　伸郎
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県笠間市平町1108-4 （東京支社営業所）　東京都葛飾区水元3-3-22
（４）行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
（６）違反行為の概要	令和4年9月9日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　1点 当該事業者の累積点数　1点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)